

令和3年度農地中間管理事業推進方針

令和3年4月1日
福島県農地中間管理機構
(公益財団法人福島県農業振興公社)

I 基本的な考え方

昨年度の農地中間管理事業は、重点実施区域※のうち特にほ場整備事業実施地区、被災地域における南相馬市小高区や川俣町山木屋地区等で積極的な活動を展開し、転貸面積ベースで前年度比113%の2,650haとなり、平成29年度以降4年連続で2,000haを超えた。

一方、担い手の高齢化などの進展は依然として深刻であり、本県農業の持続的発展を図るためには、関係機関・団体が一丸となって、地域の徹底した話し合いにより人・農地プランを実質化し、農地中間管理事業を活用して意欲ある担い手への農地集積・集約化をこれまで以上に加速化する必要がある。

このため、認定農業者等の担い手の育成・確保、人・農地プランの実質化に向けた活動、ほ場整備事業及び重点実施区域での計画的な活動などを効果的に進めるため、関係機関・団体と地方連絡調整会議を開催し情報共有を図り、一体的に農地中間管理事業を展開するものとする。

併せて、東日本大震災の被災12市町村における営農再開の加速化を図るため、本所に新たに被災地域対策室を設置するとともに、市町村コーディネーターを配置して被災地域を強力に支援する。

(※重点実施区域：農地の効率的活用の機運が醸成され農地中間管理事業の活用が見込まれるモデル性の高い地区として市町村が推薦した候補地区を県と協議し機構が指定する。)

II 令和3年度目標面積（新規に借入・貸し付けする面積）

機構借入	2,800ha
機構貸付	2,800ha

III 推進方策

1 人・農地プランとの一体的推進

人・農地プランは、農地中間管理法第26条に位置付けられ、そのプランを実行するため農地中間管理事業の活用が見込まれるものである。

このため、市町村が主体的に行う人・農地プランの実質化に向けた活動

について、機構として全面的に支援を行い、農地中間管理事業の積極的な活用を進める。

2 重点実施区域での取組強化

農地中間管理事業を推進するためには、重点実施区域における組織的・計画的活動が重要となる。

このため、県内の農林事務所・農業普及所毎に関係機関・団体による定期的な連絡調整会議を開催し、重点実施区域活動状況の情報共有を行いながら、農地中間管理事業の活用を図っていく。

また、地域ぐるみで農地中間管理事業を活用しているなどのモデル性の高い取組を支援する。

3 農業農村整備事業との連携

ほ場整備事業実施地区又は予定地区については、重点実施区域に位置づけるとともに、県、市町村及び土地改良区等と連携し、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化に努める。

特に農地中間管理機構関連農地整備事業については、農地中間管理事業の100%活用が必要とされることから、地区説明会へ積極的に参加する。

4 現場対応力の強化

(1) 個別マッチング

貸付希望の申出があった農地は、「貸付候補農地リスト」を作成・公表するとともに、農地所在地にエントリーを行っている借受希望者に対するマッチングを行う。

借受希望者が少ない地域においては、隣接する地区にエントリーを行っている借受希望者にマッチングを行う。

(2) 新規就農者の支援

市町村及び就農支援センターと連携し、農地を求めている新規就農希望者のマッチングを行う。

また、農業次世代人材投資資金（経営開始型）を受けている新規就農者へのサポートチームに参画し、新規就農者の支援に努める。

(3) 遊休農地等の活用

遊休農地について農業委員会から農地法第35条第1項に基づく機構への貸付意向表明通知や「農地法の運用について」に基づく市町村から

の情報提供等があった場合、貸付意向表明のあった農地については、「貸付候補農地リスト」を作成・公表するとともに、活用可能な農地を判断し、マッチングを行う。

また、所有者不明農地等については、その活用手続きについて助言を行うとともに、農地中間管理事業での活用を図る。

(4) 市町村やJA担当職員等への支援

事業担当者説明会等を開催するとともに、業務委託先である市町村やJA等の新任担当者を対象とした事務手続き等に関する個別の説明（出前講座）を行うなど、事務能力向上の支援に努める。

(5) 被災12市町村への支援

本所に被災地域対策室を新設するとともに、改正福島復興再生特別措置法に基づき、被災12市町村に市町村コーディネーターを配置し、市町村の営農再開状況に対応した担い手への農地集積・集約化を推進する。

5 関係機関・団体との連携強化

(1) 県・地方段階の連絡調整会議の開催

県・地方段階の関係機関・団体で構成する連絡調整会議を開催し、制度の周知、重点実施区域の活動状況や担い手の育成・確保等に関する情報共有を行う。

(2) 市町村等への要請活動等の実施

農地中間管理事業の一層の推進を図るため、市町村や農業委員会、JA、土地改良区等に対し、事業活用の協力要請（トップセールス）を行う。

(3) 市町村を単位とした事業推進打合せの定期開催

市町村単位に設置された協議の場において、県農林事務所、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、機構地域マネージャー等をメンバーとした打合せを定期的で開催し、重点実施区域における推進方策の協議や進行管理を始めとした各種情報の共有や検討を行う。

(4) 農業委員会との連携

「担い手への農地利用の集積・集約化の促進に向けた農業委員会と関係機関・団体との連携強化について」（平成29年7月21日付け福島県農

林水産部長、一般社団法人福島県農業会議代表理事会長、公益財団法人福島県農業振興公社理事長三者連名通知)に基づき、農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局)との定期的な情報共有・意見交換を行う。

(5) 農業担い手組織との連携強化

連携協定を締結した6つの農業担い手組織や地方組織を対象とした制度活用等に関する意見交換を行い、農地集積・集約化を支援する。

(6) 旧農地利用集積円滑化団体との連携強化

J A等の農地利用集積円滑化団体と連携し、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化が、スムーズに図られるよう引き続き支援する。

6 広報活動等の強化

- (1) 農地中間管理事業の一層の推進を図るため、農閑期に「農地中間管理事業重点推進期間」を設定し、関係機関・団体が連携して各種会議・セミナーや広報活動を集中的に実施する。
- (2) 新聞広告や県及びJ Aの広報紙等の各種媒体を活用した広報活動を行う。
- (3) 地域の将来の農業像やそこに至る手段、農地中間管理事業の活用等に関する優良事例集を作成し、積極的に発信する。
- (4) 機構のホームページに掲載する情報の充実に努めるとともに、業務委託先である市町村・J Aのホームページとのリンクを促進する。
- (5) 農業参入フェア(農林水産省主催)、企業農業参入セミナー、集落営農推進セミナーなどの各種セミナーを通じて事業活用を促すほか、参入等の相談や担い手の発掘を行う。

7 地方別重点取組事項

(1) 県北地方

ア 園芸地帯における水稻等の土地利用型作物を作付けする担い手への

農地の集積推進

イ 果樹園地の集積に向けた取組推進

(2) 県中地方

ア 土地利用型作物及び土地利用型園芸作物を作付けする担い手への農地の集積推進

イ 農地基盤整備事業予定地区における事業採択前からの事業活用推進

ウ 果樹園地の集積に向けた取組推進

エ 復興関連農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導受託事業との連携）

(3) 県南地方

ア 土地利用型作物及び土地利用型園芸作物を作付けする担い手への農地の集積推進

イ 国営開発農地の担い手への集積推進

(4) 会津地方

ア 土地利用型作物を作付けする担い手への農地の集積推進

イ 集落営農と連携した事業推進

ウ 農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用推進

(5) 南会津地方

ア 集落営農推進による新たな担い手確保と連携した事業活用の推進

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用推進

(6) 相双地方

ア 復興関連農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導受託事業との連携）

イ 機構集積協力金の特例措置を活用した事業の推進

(7) いわき地方

ア 復興関連農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導受託事業との連携）

イ 日本型直接支払制度活用集落における事業活用推進

(8) 被災 12 市町村

- ア 市町村との連携強化
- イ 農地中間管理事業の周知及び普及
- ウ 人・農地プランの推進
- エ 復興関連農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導受託事業との連携）

8 役割分担の明確化

関係機関・団体が以下のように役割分担を明確にし、事業を着実かつ円滑に推進する。

機関・団体名	主 な 役 割
機構	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理事業推進・実施に係る業務全般（事業の進行管理、契約事務、制度の周知、マッチング等） ○重点実施区域の指定及び重点地区における推進活動 ○人・農地プランの実質化、見直し及び実践支援 ※被災 12 市町村（改正福島特措法）市町村の事務支援を行う。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランの実質化、見直し及び実践支援 ○集落営農の推進や農地基盤整備事業の実施を通じた事業活用の促進、重点実施区域における推進活動 ○機構集積協力金の活用推進・交付 ○制度の周知 ※被災 12 市町村（改正福島特措法）新規集積計画の策定・公告
県農業委員会ネットワーク機構	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会に対する業務支援及び研修会の開催 ○農業委員会相互の連絡調整
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランの実質化、見直し及び実践推進 ○地域の話し合いの促進、重点実施区域における推進活動 ○事業の窓口事務（相談者への事業活用推進等） ○出し手・受け手情報の収集・整理、マッチング ※被災 12 市町村（改正福島特措法）新規集積計画（案）の作成
	<ul style="list-style-type: none"> ○権利関係の確認、農地台帳情報の提供

<p>農業委員会</p> <p>農地利用最適化推進委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員や農地利用最適化推進委員の意見交換会等の開催 ○人・農地プランの実質化、見直し及び実践への参画 ○重点実施区域設定等への参画 ○出し手・受け手情報の収集、マッチング ○新規就農者への支援
<p>J A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○契約締結事務、制度周知 ○人・農地プランの実質化、見直し及び実践への参画
<p>旧円滑化団体 (市町村、J A、市町村公社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旧農用地利用円滑化事業から農地中間管理事業への契約切りかえに向けた対象者への働きかけ
<p>土地改良区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農地基盤整備事業実施地区における農地利用調整と事業活用推進 ○農地基盤整備事業実施に向けた農業者の意向把握 ○契約締結事務（一部の土地改良区）